



2017 年 10 月 13 日

各 位

株式会社 リそなホールディングス
(証券コード 8308)
株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(証券コード 8316)
株式会社 みなと銀行
(証券コード 8543)
株式会社 関西アーバン銀行
(証券コード 8545)
株式会社 近畿大阪銀行

(訂正)「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社リそなホールディングス、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の5社が 2017 年9月 26 日付けで公表致しました「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下の URL をご参照下さい。

株式会社リそなホールディングス:

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/download_c/files/20170926_1b.pdf

株式会社三井住友フィナンシャルグループ:

http://www.smfg.co.jp/news/pdf/j20170926_01.pdf

株式会社みなと銀行:

<http://www.minatobk.co.jp/topics/news/2017>

株式会社関西アーバン銀行:

<https://www.kansaiurban.co.jp/newsrelease/>

記

I.1.(1)「本経営統合の経緯」

【訂正前】

2017 年3月3日公表の「みなと銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル**」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

【訂正後】

2017年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル**」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

I.2.(3)「本経営統合の主な条件の概要」記載の表のうち「本公開買付けの条件」の「②関西アーバン銀行株式公開買付けの条件」

【訂正前】

本公開買付けの条件	② 関西アーバン銀行株式公開買付けの条件 (中略) (vi) 公開買付けの撤回条件 (後略)
-----------	---

【訂正後】

本公開買付けの条件	② 関西アーバン銀行株式公開買付けの条件 (中略) (vii) 公開買付けの撤回条件 (後略)
-----------	--

III.2.(1)「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて
本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて
本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本

持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

Ⅲ.2.(2)「本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の

(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

Ⅲ.4.(4)「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」

【訂正前】

(前略)

また、関西アーバン銀行は、関西アーバン銀行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての関西アーバン銀行普通株式 36,109,772 株(所有割合(※)49.11%)を、みなと銀行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、関西アーバン銀行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

(後略)

【訂正後】

(前略)

また、関西アーバン銀行は、関西アーバン銀行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての関西アーバン銀行普通株式 36,109,772 株(所有割合(※)49.11%)を、関西アーバン銀行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、関西アーバン銀行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

(後略)

Ⅷ.5.(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」

【訂正前】

(前略)

関西アーバン銀行が、平成 29 年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下、「CG 報告書」)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本経営統合における適合状況は、以下のとおりです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

関西アーバン銀行が、2017 年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下、「CG 報告書」)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本経営統合における適合状況は、以下のとおりです。

(後略)

(参考) みなと銀行の当期連結業績予想(2017 年7月 28 日公表分)及び前期連結実績 (百万円)

【訂正前】

みなと銀行	連結経常収益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1 株当たり連結当期純利益 (円)
当期業績予想 (2018 年3月期)	60,500	9,800	6,200	151.08
前期業績 (2017 年3月期)	60,748	11,005	7,119	<u>173.82</u>

【訂正後】

みなと銀行	連結経常収益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1 株当たり連結当期純利益 (円)
当期業績予想 (2018 年3月期)	60,500	9,800	6,200	151.08
前期業績 (2017 年3月期)	60,748	11,005	7,119	<u>173.81</u>

28 頁右上の「別紙1」の記載

【訂正前】

別紙1

【訂正後】

(削除)

別紙2及び別紙3のページ番号

【訂正前】

別紙2……………0、1

別紙3……………2、3

【訂正後】

別紙2.....	<u>32</u> 、 <u>33</u>
別紙3.....	<u>34</u> 、 <u>35</u>

以上